第7号様式(第9条関係) (その1) 平成 26 年分 (平成 月 日開催分) 支 収 報 こうにんかいけいしによるふるかわとしはるこうえんかい
公認会計士による古川俊治後援会 (ふりがな) 政治団体の名称 2. 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-12-24小峰ビル3F 3. 代表者の氏名坂本隆信 4. 会計責任者の氏名 土屋 文実男 事務担当者の氏名 土屋 文実男 (電話) 048 (887) 2566 収 受 チェック 考 み 8 0 一連番号 団体コード 年分 # 表番

行番

届出年月日

	·
政治団	体の区分
口 政 党	□ 政治資金規正法第18条
□ 政 党 の 支 部	の2第1項の規定による
□ 政治資金団体	政治団体
	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部
活動	の区分
□ 2以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□有	□ 政治資金規正法第19条
	の7第1項第1号に係る国
	会議員関係政治団体
夕 無	☑ 政治資金規正法第19条
	の7第1項第2号に係る国
	会議員関係政治団体
]
公職の種類	公職の候補者の氏名
	古川 俊治
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類
答金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する

目から

日まで

平成

平成

年 月

特例の適用期間

平成

日から

日まで



収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

1. 10.	とっていかり1日	111					14	16	77		88	
収		入		総		額				十億	^{11万}	
	()	前年か	らの	繰越額	i)						92, 983	
	(本 年	の収	入 額)						311,000	2
支		出		総		額					330, 200	/
翌	年	^	Ø	繰	越	額					73, 783	

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は	会費	 	
金	額	十億	^{国万} 千 円 311,000
員	数		44^

(2) 寄 附	
ア寄附(イを除く。)の区分	REC No. 金額備考
(ア) 個人からの寄附	十億 首万 千 円
(うち特定寄附)	
(4) 法人その他の団体からの寄附	
(ウ) 政治団体からの寄附	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
イ政 党 匿 名 寄 附	
合 計 (ア+イ)	0

10 13 13 14 0 0 (その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			····
項	目 14	4 16 77 金 額 88	備考
1 経 常 維 (1) 人 件	圣 費 費	十億 百万 千 円	
	水費		
(3) 備 品 ・ 消	耗 品 費		
(4) 事 務	所 費		
小	計	0	
2 政 治 活 (1)_組 織 活	動 費 動 費	309, 200	
(2) 選 挙 関	係 費		
(3) 機 関 紙 誌 の 他 の	の 発 行 事 業 費	0	
ア機関紙誌の発	行事業費		·
イ 宣 伝 事	業費		
ウ 政治資金パーティー	一開催事業費		
エその他の	事業費		
(4) 調 査 研	究 費		
(5) 寄 附・ 交	付 金		
(6) その他の	経 費	21,000	
小	計	330, 200	/
合	計	330, 200	/

(その15)

合

計

()																				
(3)	政	台活動	力費(の内	訳								項目別区分	組織活	動費()		
支	出	の		目	的	金			額	年	月	F	支出を受けた。 (団体にあっては、	者の氏名 その名称)	支出 (団体にあっ	を受けた ては、主た	と者の住所 とる事務所の	所 所在地)	備	考
平成	26	年月	度総	会	費用		十億	10	, 000 ×	∤ H26.	. 02.	. 12	Hiro Flowe	r Shop	さいたま市大官	区桜木町1-	7-5SONIC CITY	BLDG. 2F		
					費用		+億	^{百万} 199	, 200 J	H26.	. 02.	. 12	㈱創コーポレーション ✓	FUKUROU	さいたま	市大宮区	[桜木町1-	10-15		
彩の	国自	由	フォ		<u>ラム</u>	ļ		100	, 000	H26.	. 03.	. 31	彩の国自由フォ	ーラム、	東京都千	代田区	永田町2-	-1-1		
						_							-							
							" '											<u>.</u>		
		-																		
																	<u></u>			
		٠					•													
				··										·			,			
	<u>.</u>																			
·								<u>. </u>												
					<u>.</u>									_						
	· ·			_		\vdash	u				<u>.</u>									
ے	の	頁	の	小	計		· -	309	, 200		_									
そ	の	他	の	支	出				·											
					_					4										

309, 200

(その15)

(3)	政治 ———	活動	費の	内部	₹						<u>.</u>			項目別	间区分	その他の	経費	()	
支	出	の		目	的	金				額	年	月	月	支出を (団体に)	·受けた あっては	者の氏名 、その名称)	支出 (団体にあっ)	を受けた ては、 主た	者の住所 る事務所の原	- 广 听在地)	備	老
监查	費用	<u> </u>					十億 	百万	21,	000	H26	. 02.	. 12,	金子由島	退子	- /	さいたま市中	央区上落		2号5階		
											<u> </u>				···		<u> </u>					
									-	<u> </u>										_		
								<u>-</u>														
•	-																	···				
																						•
							. <u>.</u>				_							***				
																						
<u></u>		<u> </u>								-												
			<u> </u>							. <u></u>		<u> </u>			<u>.</u>							
																			·			
				-													:					
<u> </u>			の <i>1</i>						21, (000	_											
そ	の 1	他(のう	又	出																	

21,000 7

計

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無													
資産等の項目別区分	有	無	備	考									
ア土地		Ø											
イ建物													
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø											
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V	:										
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)		V											
力 金 銭 信 託													
キ 有 価 証 券		4		- 									
ク出 資 に よ る 権 利		V											
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V											
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V											
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V		*****									
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø		···									

宣誓書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1. 領収書等の写し
- 2. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 7 日

政 治 団 体 の 名 称 公認会計士による古川俊治後援会

会計責任者の氏名 土屋 文実男



※ 代表者の氏名

印

※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成27年4月15日

公認会計士による古川俊治後援会 会長 坂本 隆信 殿

登録政治資金監查人 全子 五星 圣登 録 番 号 第 4 3 3 2 号 研修修了年月日 平成25年1月28日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、公認会計士による古川俊治後援会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は 徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し 難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金 監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、公認会計士による古川俊治後援会の主たる事務所において行った。
- 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係 政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会 計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明 細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

公認会計士による古川俊治後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する 事実はない。